

1.お申込みに際して

お申込み頂く際は以下の点にご注意下さい。

- (1)ご出店確定後のキャンセルのお申し出は必ずご連絡をお願い致します。
- (2)お申込み者の都合によるキャンセルに対してはお振込みいただきましたご出店料のご返金は出来ません。
- (3)お申込み者の都合によるお振込み前のキャンセルに関しては以降のお申込みをお断り致します。

2.ご出店について

ご出店の際はスタッフの指示に従って下さい。

- (1)開催当日はお送りしています出店証を必ず首から下げて携帯して下さい。
- (2)ご出店は原則として申込者ご本人のご参加とし第三者へのブースの譲渡は出来ません。
- (3)ブース配置は、事務局にて決定致します。
 - ・複数ブースをお申込みの場合は連続したブース位置となります。
- (4)開催時間内での車両の乗り入れ及び途中退場は出来ません。また乗り入れ可能な車両は**1ブースに付1台**となります。お荷物が多い場合は前日搬入をご利用下さい。
- (5)搬入時間に遅れた場合、会場内への車両の乗り入れはできません。
- (6)公園への入園は入園料大人300円（冬季100円）が必要です。出店証を忘れた場合は入園料をご負担頂く事になります。**（出店証2枚配布）**
- (7)高額と思われる品や保証の無い家電品・精密機器などには、販売する際に十分な説明を行って下さい。また、後日の連絡先や領収証を発行して下さい。
- (8)開催中の気象状況の変化に対する対策については、必要に応じて出店者で行って下さい。（ビニールシート・遮光用シート等）
- (9)終了後はご出店場所及びその周辺の清掃を行い、出たゴミはお持ち帰り下さい。
- (10)会場施設などを傷つけた場合、当事者の費用と負担に於いて原状回復して頂きます。また、施設内の備品を勝手に移動したりしないようご注意下さい。
- (11)商品の販売・金銭の受け渡し、事故などの対応は当事者間の責任に於いてご対応をお願い致します。また盗難や万引、物品・金銭の管理は出店者の責任に於いて行って下さい。事務局では、弁済責任、トラブルに関しては関与しません。
- (12)事務局スタッフの指示に従わない場合や本規約を守って頂けない場合、運営上の迷惑行為などを行った場合は販売を中止し退場して頂く場合があります。規約違反等・迷惑行為での出店中止の際は出店料の払い戻しは致しません。また今後のご出店をお断りすることがあります。
- (13)開催中に中止となった場合は開催成立とみなし、開催したものとします。
- (14)出店及び開催が中止になったことにより生じた損害(営業上の利益の損失や損害を含む)について、事務局では一切責任を負いません。
- (15)出店料のお支払い後のキャンセル・変更はできません。また、ご自身の都合によるキャンセルに対するご返金はありません。
- (16)**新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご協力をお願い致します。（別途記載）**

2.禁止事項

(1)社会通念上不適当と思われるもの、及び法律・関係諸条例に抵触する物品の持ち込み、販売、及び行為。

(2)偽ブランドや海賊版・コピー商品などの違法商品、盗品、危険物、医薬品、食品、生き物の販売。（飲食ブースでの許可を受けた飲食販売を除く）

その他、主催者が不適当と判断したものの販売、行為。

(3)チラシ配布やアンケート・宗教の勧誘・強引な販売行為。

3.中止・延期に関して

地震・台風・大雨・感染症の発生などにより開催が中止となる場合があります。

また開催中も天候などの急変によりやむを得ず開催を中止又は早期終了する場合があります。その際の対応に関しては以下の通りです。

(1)中止の際は既にお振込みいただいたご出店料から手数料（お振込み手数料と事務費）を引いた残金をご返金となりますので予めご了承下さい。

(2)開催中に中止となった場合は開催成立とみなし、開催したものとします。

(3)出店及び開催が中止になったことにより生じた損害(営業上の利益の損失や損害を含む)について、事務局では一切責任を負いません。

(4)振替日への延期を決定した場合は日程のご連絡とご出店の有無を確認致し、ご出店を希望されない場合は(1)の中止の対応を行います。

4.その他

(1)必要に応じて身分証明証の提示をお願いする場合があります。

(2)古物を販売される場合は古物商許可証をお持ち下さい。

(3)ご飲食ブースへお申込みをされる場合は熊本県の臨時（仮設）営業許可証が必要になります。また当日は必ず許可証をご持参下さい。

飲食販売に関しては別途販売に際しての規約を設けておりますので必ずご確認ください。

(4)ご飲食出店をされる方はご自身が販売された飲食物のゴミ・容器を回収するゴミ箱を設置しお客様にも回収の旨お伝え下さい。

ゴミの回収に関してご協力いただけない場合は以降のご出店にご遠慮いただいております。

(5)ご飲食出店に於いて火気の使用を希望される場合は消防署への届け出が必要となります。主催者が代行申請を行いますが無期限内に申請書の届け出が無い場合は火気の使用はご遠慮いただいておりますので提出の際は期限をご確認下さい。